

議会運営委員会記録

○開催日時

平成25年12月9日 午後3時25分～午後4時27分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	新原春二	委員	今塩屋裕一
副委員長	宮里兼実	委員	中島由美子
委員	福田俊一郎	委員	谷津由尚
委員	永山伸一	委員	小田原勇次郎
委員	佃昌樹		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 瀬尾和敬

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 杉菌道朗

○その他の議員

議員 井上勝博

○説明のための出席者

議会事務局長 田上正洋 議事調査課長 道場益男

○事務局職員

事務局長	田上正洋	管理調査グループ長	鬼塚雅之
議事調査課長	道場益男	議事グループ専門員	久米道秋
課長代理	南輝雄	議事グループ員	上川雄之
議事グループ長	瀬戸口健一		

○審査事件等

- 1 陳情の取扱いについて
 - 2 今期定例会に付議される陳情等の審議方法について
-

△開 会

○委員長（新原春二）本日は、当局からの提出議案がないために、当局の出席はありませんので、あらかじめ御了承を願います。

それでは、これより議会運営委員会を開催いたします。

本日の委員会は、お手元に配付してあります審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二）御異議ございませんので、お手元に配付してあります審査日程により、審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（瀬尾和敬）お疲れのところを、中日議運ということでお集まりいただきました。

本日は、陳情の取り扱いについてを初めとして、3件、皆さんに協議をしていただくことになっております。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

△陳情の取扱いについて

○委員長（新原春二）ありがとうございました。

それでは、陳情の取扱いについてを議題といたします。

まず、提出のあった陳情について、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）それでは、資料の1-1をごらんください。定例会招集前の受理分でございます。陳情が5件、まず提出されております。別添で陳情書のつづりとしてしまして、右上に陳情1から5まで四角囲みで囲みました陳情書原本の写しを添付しております。

まず、陳情1から陳情3までの陳情3件でございますが、提出者は同じ方々でございます。

陳情の1は原発1、2号機の再稼働反対と廃炉を求めるもの。陳情2は原発3号機増設計画の白紙撤回。陳情3は原発からの脱却と自然エネルギーへの転換を求めるものでございます。

いずれも、グリーンコープかごしま生活協同組合ほくさつ支部委員会委員長の田中ひろみ氏からの提出でございまして、開会前の11月22日に受理をいたしております。

陳情書の原本をごらんいただきたいと思いますが、まず提出者がそれぞれ3名ずつで連記をされ

ておりますけれども、2番目の同組合のほくさつ支部組合員事務局の上園チグミ氏につきましては、一番上のほくさつ支部委員会の一員であるということでございましたので、提出者の了解のもとで提出者から削除してございます。

取り扱いといたしましては、陳情書が団体組織から提出された分は、その代表者名をもって提出していただくということになるということでございます。

なお、一番上のグリーンコープかごしまのほくさつ支部委員長の田中ひろみ氏の御住所ですが、平佐町から宮内町に手書きをしてございますけれども、平佐町は御自宅の住所ということで、事業所のある宮内町の住所で訂正してございます。

それから、3番目の提出者でございます。一番下の提出者でございます、グリーンコープかごしま生活協同組合につきましては、鹿児島市の事業所でございます。市外からの陳情となりますので、提出者には入れてございません。

この3件の陳情について、陳情趣旨の説明は省略いたしますけれども、いずれも文面は同一文面でございます。

異なっている部分は、裏面になりますけど、それぞれ記以下の部分で、陳情項目につきましてそれぞれの件名と同じ記載内容となっているところでございます。

次に、陳情の4と5でございます。こちらも、いずれも原発の再稼働反対に関するものでございます。

陳情の4が市内田海町の鳥原良子氏ほか3名、陳情の5が市内五代町の武藤智子氏ほか3名から提出されており、11月25日に受理をいたしております。

こちらにつきましても、陳情趣旨の説明は省略いたしますけれども、2件とも記載内容は同一でございます。

事務局といたしましては、陳情内容が同一文面でございますけれども、これまでまとめて一括しての受理はいたしておりません。それぞれ別個に陳情文書表を作成する考えでございます。

今回のところは、従来の取り扱いと同じということでございます。

以上、5件が陳情として整理をしたものでございます。それぞれ付託の可否と付託先について審査をお願いしたいというものでございます。

それから、その他といたしまして、4件の陳情がございましたが、いずれも市外からの陳情でございます。別添のほうにその他の1からその他の4として四角で囲んである分でございます。

こちらにつきましては、申し合わせによりまして文書配付の取り扱いとなるというものでございます。

それから、資料の1-2をごらんいただきたいと思っております。

資料の1-2でございますけれども、こちらにつきましては、12月定例会の招集日以後に陳情書を受理した分でございます。申し合わせによりまして、緊急を要するものでない限り、閉会中の継続審査を前提に、最終日の議運での取り扱いを御協議いただいているものでございますが、最終日の議運で資料1-1のような形で付託の可否と付託先を決定した後に、また陳情文書表を提出して、その取り扱いを御協議いただくというようなことで、同じ日のタイミングでこれらを一緒に協議するとなると、結構最終日に時間を要しますので、中日の議運前までに陳情書の提出があった場合、中日の議運にこのように写しを配付して付託の可否と付託先だけは先に御協議いただくというものでございまして、今回提出したものでございます。

なお、陳情文書表は最終日の議運に提出し、その取り扱いを審査いただく予定でいる分でございます。

こちらのほうも、原本のほうは一緒につづってございますが、陳情6、陳情7という形で右肩に付してございます。

陳情の内容でございますけれども、こちらでも件名が川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情ということで、陳情の趣旨は2件とも同一の文面のもので書かれております。

提出者は、陳情の6が北薩ブロックの平和センター瀬戸ちえみ議長からで、陳情の7が入来町の荒武重信さんから出されている分でございます。

いずれも12月5日に受領をいたしております。本日は、付託の可否について御協議いただくというものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（新原春二） ただいま説明がございましたが、それぞれ陳情ごとに取り扱いを審査してま

いります。

まず、陳情第1、川内原発1号機・2号機の再稼働に反対し、廃炉を求める陳情書についてですが、同趣旨の陳情はこれまで川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託されているようでありません。

それでは、質疑、意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二） ありませんか。

なかったら付託先を御指名いただければありがたいです。

○委員（今塩屋裕一） 付託先は、川内原子力発電所対策調査特別委員会をお願いしたいと思えます。

○委員長（新原春二） 質疑は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いにつきましては、委員会に付託することとし、付託先は川内原子力発電所対策調査特別委員会とすることで、これを御了承願います。

次に、陳情2、川内原子力3号機増設計画白紙撤回を求める陳情書についてですが、同趣旨の陳情書はこれまで川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託されているようであります。

それでは、質疑、御意見はありますか。

○委員（福田俊一郎） 今までは、この3号機の増設については、特別委員会のほうで審査をしてきたわけですが、要するにそういう1号機2号機は、もう実際、薩摩川内市にあって、運営管理をしている中での審査というようなことで、状況等を当局から報告をいただいてやってきているわけですが。

3号機については、まだいわゆる計画の段階、これから要するに書類審査等を経て出てくるわけで、今の原発の調査特別委員会に合致するのかなということや、ちょっと疑義を私は持っているところです。

この辺について、また皆さんの御意見等をいただければと思います。

○委員長（新原春二） ほかに御意見はありますか。

○委員（佃昌樹） 今の問題で、前回出されていた陳情が1、2号機の再稼働問題と、それから3号機増設が並列で出された。

今あったように、並列ではちょっと審査がやりにくいということで、特別委員会で上野議員の発

言によって分離した。2つに分けたんです。2つに分けて、1、2号機の再稼働問題と増設問題を別個の問題として協議をしましょうと。こういうふうになって、全会一致でそうしようという結論に達したんです。だから、それで今進んでいるわけ、実態としては。

だから、今、発言したことやと、もうないことにしようというふうにも聞こえるので、じゃなくて両方を分離してスタートしてるんだから、それはそれなりに委員会の審査の進め方を尊重したほうがいいんじゃないかなとは思いますがね。以上です。

○委員長（新原春二） ほかに御意見はありますか。

今、3号機についてはそぐわないのではないかなという意見と、実際、原子力発電所対策調査特別委員会では、1、2号機と3号機の問題については分けて審査を継続中であるということであります。

皆さんの御意見をお願いします。

○委員（谷津由尚） これが付託される前、つまり今現在、現在ですけど。その1、2号機の稼働反対が2件と3号機の白紙撤回が1件、合計3件の陳情をお預かりしてるんですけど。確かに3号機は今現在は凍結、この話は凍結になって、委員会でどういうふうに審査が進められるのかすらわからない状態にあるわけですけども。それは事実なんですけど、3件のうち1件は、もう既にお預かりをしているということですので、とりあえずお預かりをして、付託をして、後は特別委員のほうで運用、今後の検討を考えるとということにするしかないかなと思います。

○委員長（新原春二） ほかに御意見はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二） それでは、質疑、意見は尽きたと認めます。

現在、二つの案がありますが、今、お話がありましたように、原子力発電所対策調査特別委員会が、今、1、2号機と3号機と併用をして審査をしているということで、本陳情の取り扱いについては委員会に付託する。付託先につきましては、川内原子力発電所対策調査特別委員会にすることで御了承を願います。

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二） 次に、陳情3、原子力発電推進から脱却をし、原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書についてですが、本陳情は陳情項目は異なるものの、陳情の趣旨は前2件と陳情の同じ内容であります。

それでは、質疑、御意見をお願いいたします。

○委員（福田俊一郎） これについても、何て言うんでしょうかね、今は原発の管理というよりも、そうではなくてエネルギー全体についての議論だというふうに思うんですね。

今、1件目と2件目については、橋口委員長のところで審議することが決まりましたけれども、特別委員会ですらこういうこれだけの陳情について、合わせて審議していくこともこれまではあったんですが、こういう要するに企画的な形については、やっぱり分けたほうがいいんじゃないかなというふうにも思うところです。

橋口特別委員長のところと、今、企画経済委員会の副委員長のところで分けてもいいんじゃないかなというふうに思っているところです。

議論も特別委員会だけに限らず、常任委員会等の議論もあっていいんじゃないかなという、私は考え方を持っておったので、さっきの3号機の件についてもそういう話をさせていただいたところでした。

自然エネルギーですから、これは何だ、環境か。次世代エネルギーは何課でしたか。企画でしょう。そういうことです。

○委員長（新原春二） ほかに御意見はございませんか。

○議事調査課長（道場益男） 先ほど、ちょっと冒頭で陳情書の説明もいたしましたけど、この3件の陳情書は書かれている内容が全部一緒でございまして、確かに新エネの、3件目は新エネとかエネルギー政策に関連する部分も入ってきてまして、付託先を審査される際に、そこら辺との陳情の趣旨が一緒のものが別の委員会でいいのかというようなところとかも合わせて御協議いただかないと、ちょっと取り扱いが非常に難しいのかなと。原子力の脱却というのがちょっとキーワードでも入ってきておりますので、そこらも含めてちょっと御審議をお願いしたいと思います。

○委員長（新原春二） これは、正副委員長会議の中でも悩ましいところでした。趣旨的なもので

は、原子力発電所の関係がウエートが大きいということで、そっちのほうにしたらどうかなというふうな考えを持ってますけども。

委員の皆さんから、議事決定してもらえればいいと思うんですが、分けるのか、原子力なのか、企画なのか。

陳情ですから、受けることは受けざるを得ないと思うんですよね。だから、その付託をどこにするのかということで御決定をいただきたいと思いますが。

今度は新エネになりますと、新エネの原子力の話が出てきますから、新エネでもないということですよ。

○委員（佃昌樹） この3の陳情は原子力発電推進からの脱却で、1、2とは全然違うんですよ。1は再稼働反対という、それから2が白紙撤回。対応について即座に判断をして決めなさいという意味合いがあるわけだけど、推進から脱却して、3の場合は推進から脱却して、いわば民主党権みたいに2030年代原発ゼロにしますよといったような将来の見通しを含めながら自然エネルギーにというような言い方じゃあるけどな。

だから、それは原子力の特別委員会にもひっかかる部分もあるし、新エネの特別委員会にもひっかかる部分もあるし。だけど、これは引き離すことはできないもんね。そしたら、もう、常任委員会ということになってくるから。常任委員会、まあ、難しいよな。常任委員会でも。

○委員長（新原春二） ちょっとここで協議会に切り替えて、自分の腹を皆さん。

ここで協議会に切り替えます。

~~~~~  
午後3時46分休憩  
~~~~~  
午後3時51分開議
~~~~~

**○委員長（新原春二）** それでは、ここで本会議に戻します。

ただいま陳情3の取り扱いについて御協議をいただきました。

質疑は尽きたと認めます。

この付託先につきまして、御意見ございますか。

**○委員（今塩屋裕一）** 川内原子力発電所対策調査特別委員会のほうでお願いしたいと思います。

**○委員長（新原春二）** 今塩屋委員のほうから、

川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託をしてはという御意見がありましたが、御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（新原春二）** それでは、本陳情の取り扱いにつきましては、委員会に付託することとし、付託先は川内原子力発電所対策調査特別委員会とすることで、御了承を願います。

次に、陳情4と5であります。

川内原子力発電所再稼働反対に対する陳情で、同じ内容ですので、一括して確認します。

なお、類似の陳情はこれまで川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託をされているようです。

それでは、質疑、意見はございませんか。

**○委員（小田原勇次郎）** 先ほどの説明で、この2件は最終日付託ですか。

**○委員長（新原春二）** そうです。

**○委員（小田原勇次郎）** ということで理解しとっていいんですね。

**○委員長（新原春二）** 違う、違う。それはその後。

**○委員（小田原勇次郎）** 一応、付託先だけです。ごめんなさい。それなら付託先だけ。

**○委員（永山伸一）** 確認だけさせてください。その陳情者が違うんだけど、こういうケースというのはどうにか整理できるのか。何でこんなふうにされたのかな。団体が違うからというふうに。団体とか、ここら辺、佃委員、実情を教えてください。何で、全く同じもをこんなにして名前を変えて陳情。何か、議会に対して何かあるのかなと思ったりもしますよね。全く一緒でしょう。

**○委員長（新原春二）** 課長のほうから説明があります。

協議会に切り替えます。

~~~~~  
午後3時54分休憩
~~~~~  
午後4時 2分開議  
~~~~~

○委員長（新原春二） それでは、本会議に戻します。

質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本陳情を取り扱う付託先の協議をお願いいたします。

○委員（今塩屋裕一）川内原子力発電所対策調査特別委員会のほうでお願いしたいと思います。

○委員長（新原春二）ほかにないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二）それでは、この2件の陳情の取り扱いについては、委員会に付託することとし、付託先は川内原子力発電所対策調査特別委員会とすることで、御了承願います。

次は、その他であります。

これらは、提出者が市外のものでありますのでありますので、文書配付にとどめる取り扱いにしたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本陳情等の取り扱いにつきましては、文書配布とすることで、御了承願います。

次に、招集日以降に提出された陳情についてを審査します。

なお、これらの陳情は、申し合わせによると最終日の付託案件となります。

それでは、陳情6と陳情7ですが、川内原発の拙速な再稼働に反対をする意見書の提出を求める陳情で、同じ内容ですので、一括して確認をいたします。

なお、類似の陳情は、これまで川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託されているようであります。

それでは、質疑、意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二）質疑はないと認めます。

それでは、この2件の取り扱いについてを、御協議願います。

○委員（谷津由尚）先の5件と同様で、川内原子力発電所対策調査特別委員会のほうに付託を希望します。

○委員長（新原春二）ほかに御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（新原春二）それでは、この2件の陳情の取り扱いについては、委員会に付託することとし、付託先は川内原子力発電所対策調査特別委員会とすることで、御了承願います。

なお、この2件の陳情につきましては、最終日に付託する案件ですので、最終日の議会運営委員

会において陳情文書表を提出し、審査方法を確認しますので、よろしくお願いたします。

以上で、陳情についての取扱いの審査を終了いたします。

△今期定例会に付議される陳情等の審査方法について

○委員長（新原春二）次に、今期定例会に付議される陳情等の審査方法についてを議題とします。

事務局長に説明を求めます。

○議会議務局長（田上正洋）今、配付されました資料2-1付議事件等区分表（案）をごらんください。

まず、委員会の行政視察報告が2件、総務文教委員会及び建設水道委員会から、それぞれあす10日の本会議において御報告いただく予定であります。

次に、受理陳情が5件ございます。先ほど御協議いただきましたとおり、陳情第9号から13号までにつきまして、16日に予定されております川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託しては、と考えます。

次に、今後の提出予定議案等ですが、記載のとおり最終日に専決処分の報告4件及び人事案件5件が予定されているようです。

最後に、資料2-2の会期日程（案）をごらんください。先ほども申し上げましたように、16日に川内原子力発電所対策調査特別委員会が、そして17日に次世代エネルギー対策調査特別委員会がそれぞれ予定されております。

以上です。

○委員長（新原春二）ただいま、事務局長のほうから説明がありましたが、御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される陳情等の審査方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二）御異議ございませんので、そのように決定をいたしました。

以上で、今期定例会に付議される陳情等の審査方法についての審査を終了いたします。

ここで協議会に切り替えます。

~~~~~

午後4時 7分休憩

~~~~~

午後4時27分開議

~~~~~

○委員長（新原春二）ここで本会議に戻します。

---

△閉 会

以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います  
すが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（新原春二）御異議ありませんので、  
以上で議会運営委員会を閉会します。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 新原 春 二